

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の延長・拡充
2	対象税目	(国1)(法人税:義) (地1)(法人住民税、法人事業税:義) 【新設・ <b>拡充</b> ・ <b>延長</b> 】
3	租税特別措置等の内容	<p>【制度の概要】</p> <p>地域再生法に基づき、都道府県知事から地方活力向上地域特定業務施設整備計画(以下「整備計画」という。)の認定を受けた法人等が、その認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画における地方活力向上地域内において特定業務施設を整備した場合、以下の課税の特例制度を受けることができる。</p> <p>(1) 特定業務施設を取得等した場合における特別償却又は税額控除制度(オフィス減税)</p> <p>(2) 整備した特定業務施設において雇用を増加させた場合の税額控除制度(雇用促進税制)</p> <p>(1) オフィス減税</p> <p>取得等した建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移転型事業の場合、25%の特別償却、又は7%の税額控除</li> <li>・ 拡充型事業の場合、15%の特別償却、又は4%の税額控除</li> </ul> <p>※取得価額が2,000万円以上(中小企業者の場合1,000万円以上)であることが要件</p> <p>(2) 雇用促進税制</p> <p>①地方事業所基準雇用者数に係る措置</p> <p>特定業務施設における当期増加雇用者(注) ※1人あたり</p> <p>(ア) 無期雇用かつフルタイムの新規雇用者 ⇒1人あたり60万円(法人全体の基準雇用者率10%未満:30万円)</p> <p>(イ) 他の事業所からの転勤者又は新規雇用者数の4割に達するまでの非正規雇用者 ⇒1人あたり50万円(法人全体の基準雇用者率10%未満:20万円)</p> <p>(ウ) 新規雇用者数の4割を超える部分の非正規の新規雇用者 ⇒1人あたり40万円(法人全体の基準雇用者率10%未満:10万円)</p> <p>(注)ただし、法人全体の増加雇用者数を上限</p> <p>②地方事業所特別基準雇用者数に係る措置(移転型事業の認定を受けた法人等のみ)</p> <p>特定業務施設における当期増加雇用者1人あたり30万円の税額控除 ※②は最大3年間継続。ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した場合は終了</p> <p>【要望の内容】</p> <p>東京一極集中を是正し、企業の本社機能移転等の加速化を図るため、地方拠点強化税制の延長及び拡充を図る。</p> <p>1 制度全体の拡充</p> <p>企業が東京23区から地方へ本社機能を移転する場合(移転型事業)及び本社機能を拡充する場合(拡充型事業)について、雇用要件の緩和及び支援対象施設の拡充を行う。</p> <p>(1) 雇用要件の緩和</p> <p>①整備計画の認定要件</p> <p>【現行】移転先施設等で従業員数が10人(中小5人)以上増加すること 【緩和】移転先施設等で従業員数が5人(中小2人)以上増加すること</p>

		<p>②雇用促進税制の適用要件  【現行】単年度において全事業所の雇用者数が5人(中小2人)以上増加すること  【緩和】現行の要件又は税制適用期間において、移転先等の特定業務施設の雇用者が5人(中小2人)以上増加することかつ単年度において全事業所の雇用者数が1人以上増加すること</p> <p>③雇用促進税制の適用人数  【現行】全事業所の雇用者増加数が上限  【緩和】支援対象地域の全事業所の雇用者増加数が上限</p> <p>(2)支援対象施設の拡充  【現行】事務所、研究所、研修所  【拡充】先端工場、物流拠点、社員住宅等を追加</p> <p>2 移転事業の拡充  東京一極集中是正に直接的に効果のある移転型事業について、要件の緩和及び支援対象外地域の見直しを行う。</p> <p>(1)要件の緩和  ①対象区域  【現行】道府県内の一部に限定  【緩和】対象区域の限定を廃止</p> <p>②移転先施設の従業員増加数  【現行】移転先施設の従業員の過半数が東京23区からの転勤者  【緩和】当該過半数を1/4に緩和</p> <p>(2)支援対象外地域の見直し  【現行】首都圏、中部圏、近畿圏  【緩和】中部圏、近畿圏を支援対象外地域から除外</p> <p>《関係条項》租税特別措置法(昭和32年法律第26号)  第十条の四、第十条の五、第四十二条の十一の二、第四十二条の十二、第六十八条の十五、第六十八条の十五の二</p>
4	担当部局	内閣府地方創生推進事務局
5	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期:平成29年7月  分析対象期間:平成27年10月2日～平成32年3月31日  (平成27年10月2日…本税制に関する地域再生計画の初の認定日)</p>
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>《制度創設年度》  地方拠点強化税制(注)の創設…平成27年度  (注)(1)オフィス減税の新設及び(2)雇用促進税制の拡充からなるもの  ※雇用促進税制の創設は平成23年度</p> <p>《改正経緯》  ○平成27年度  地方拠点強化税制の創設  (1)オフィス減税の創設(取得等した建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額に対する特別控除の創設)  (2)雇用促進税制の拡充(地方拠点強化税制における雇用促進税制の創設)(地域再生法の認定地域再生計画に基づく整備計画の認定事業者に対する特別控除を上乗せ措置として拡充)</p> <p>○平成28年度  地方拠点強化税制の拡充(雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度(所得拡大促進税制)と重複適用を可能とする拡充)</p> <p>○平成29年度  地方拠点強化税制の拡充(オフィス減税の減税率について、移転型事業は7%、拡充型事業は4%(平成27、28年度と同水準)とし、雇用促進税制につい</p>

			<p>て、質の高い雇用(無期雇用かつフルタイム)に対する控除額の上乗せ等)</p> <p>(参考)雇用促進税制の改正経緯</p> <p>○平成 23 年度 雇用促進税制の創設(5人以上(中小企業は2人以上)かつ 10%以上の雇用の増加等の要件を満たす企業に対し雇用増加人数1人当たり 20 万円の税額控除)</p> <p>○平成 25 年度 雇用促進税制の拡充(税額控除限度額を 20 万円から 40 万円へ引き上げ)</p> <p>○平成 26 年度 雇用促進税制の2年間の延長</p> <p>○平成 28 年度 雇用促進税制の2年間の延長及び拡充(適用の基礎となる増加雇用者数を同意雇用開発促進地域内にある事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用の増加数とした上で延長、雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度(所得拡大促進税制)と重複適用を可能とする拡充)</p>
7	適用又は延長期間		2年間(平成 30 年度～31 年度)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>本税制では、企業の地方拠点の強化及び移転を支援することにより、地方における安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな流れを生み出し、東京一極集中を是正及び地域経済の活性化を実現することを目的としている。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>・地域再生法(平成十七年四月一日法律第二十四号)</p> <p>第1条に「近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生(以下「地域再生」という。)を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。」と規定。</p> <p>第5条に「地域再生を図るための計画」に掲げる事項のひとつとして、企業の地方拠点の強化に関する事業である「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」が位置づけられている。</p> <p>・まち・ひと・しごと創生総合戦略 (平成 26 年 12 月 27 日閣議決定、平成 27 年 12 月 24 日、平成 28 年 12 月 22 日改訂)</p> <p>「地方への新しい人の流れをつくる」ための施策として、「企業の地方拠点強化等」が位置づけられている。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標4 地方創生の推進 施策目標8 地域再生の推進</p>

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>平成 32 年までの5年間で、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本社機能の一部移転等による企業の地方拠点強化の件数を 7,500 件増加</li> <li>・地方拠点における雇用者数を4万人増加</li> </ul> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>地方における地方拠点が移転・拡充されることによる、安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな人の流れを生み出すことが出来る。</p>																												
9	有効性等	① 適用数等	<p>本税制は平成 27 年8月に創設されたものであり、地域再生計画認定都道府県において、事業者が作成する地方活力向上地域特定業務施設整備計画(以下「整備計画」という。)の認定を順次行っており、認定件数の状況等は以下のとおり。</p> <p>&lt;地域再生計画の認定状況等&gt;</p> <p style="text-align: right;">※平成 29 年7月末時点の累計値</p> <table border="1" data-bbox="544 779 1437 898"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">地域再生計画の認定都道府県数</th> <th colspan="2">認定地域再生計画における目標値</th> </tr> <tr> <th>整備計画認定件数</th> <th>雇用創出数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計数</td> <td>44 道府県(51 計画)</td> <td>1,403 件</td> <td>11,560 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定状況等&gt;</p> <table border="1" data-bbox="544 972 1437 1178"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度</th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定整備計画数(注1)</td> <td></td> <td>77件</td> <td>76件</td> <td>19件</td> <td>172</td> </tr> <tr> <td>雇用促進計画受付件数(注2)</td> <td></td> <td>26件(注3)</td> <td>41件</td> <td>17件</td> <td>84</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 平成 29 年 7 月 18 日までに都道府県から報告があったもの  (注2) 平成 29 年 7 月 28 日までに労働局から報告のあったもの  (注3) 整備計画認定日もしくは雇用促進計画の計画期間が平成 27 年度中であるものの件数。</p> <p>また、本税制の適用件数等の実績及び将来の推計値は以下のとおり。</p> <p>1. 適用件数</p> <p>○オフィス減税</p> <p>平成 27 年度 4 件 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」</p> <p>平成 28 年度 19 件 (都道府県に対する実績調査より)</p> <p>平成 29 年度 94 件(推計)</p> <p>平成 30 年度 460 件(推計)</p> <p>平成 31 年度 460 件(推計)</p> <p>○雇用促進税制</p> <p>平成 27 年度 7 件 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」</p> <p>平成 28 年度 11 件(推計)「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数(厚生労働省)」(平成 29 年7月末現在)</p> <p>平成 29 年度 18 件(推計)「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数(厚生労働省)」(平成 29 年7月末現在)</p> <p>平成 30 年度 1,351 件(推計)</p>	区分	地域再生計画の認定都道府県数	認定地域再生計画における目標値		整備計画認定件数	雇用創出数	合計数	44 道府県(51 計画)	1,403 件	11,560 人	区分	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	累計	認定整備計画数(注1)		77件	76件	19件	172	雇用促進計画受付件数(注2)		26件(注3)	41件	17件	84
区分	地域再生計画の認定都道府県数	認定地域再生計画における目標値																													
		整備計画認定件数	雇用創出数																												
合計数	44 道府県(51 計画)	1,403 件	11,560 人																												
区分	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	累計																										
認定整備計画数(注1)		77件	76件	19件	172																										
雇用促進計画受付件数(注2)		26件(注3)	41件	17件	84																										

		<p>平成 31 年度 1,351 件(推計)</p> <p>2. 適用額</p> <p>○オフィス減税</p> <p>平成 27 年度 380.3 百万円 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」</p> <p>平成 28 年度 654.7 百万円</p> <p>平成 29 年度 3,234.3 百万円(推計)</p> <p>平成 30 年度 10,440 百万円(推計)</p> <p>平成 31 年度 10,440 百万円(推計)</p> <p>○雇用促進税制</p> <p>平成 27 年度 4 百万円 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」</p> <p>平成 28 年度 42.6 百万円(推計)</p> <p>平成 29 年度 73.0 百万円(推計)</p> <p>平成 30 年度 7,170 百万円(推計)</p> <p>平成 31 年度 7,170 百万円(推計)</p> <p>3. 適用件数や額が僅少である理由</p> <p>本税制のうちオフィス減税は、平成 27 年 8 月に創設された本税制のスキームが、①国において自治体の地域再生計画の認定を行った後に②都道府県が事業者の整備計画の認定を行うことになっていたため、スケジュール上、平成 27 年度に整備計画の認定を受けた事業者の多くが当該年度中に特定業務施設の建設・取得等を終わることができず、その結果、当該年度に税制適用を受けることができなかった事業者が多かったためである。また、実際に整備事業を進めていく過程で、個別企業内の事情変更や利益法人であるか否か等の各種要因によりオフィス減税の利用を断念したケースも見られ、これらも要因の一つになっていると考えられる。今後、平成 27 年度または平成 28 年度に認定を受けた企業において特定業務施設の建設から取得までに至る企業が増加すると考えられるため、税制適用を受ける企業は増加するものと考えられる。また、認定件数についても、今後、小規模案件や支援対象施設や地域の追加・拡充等により、対象となる企業の裾野が拡大し、それにより整備計画の認定件数及びそれに伴う税制適用件数も増加するものと見込まれる。</p> <p>また、雇用促進税制は、整備した特定業務施設において事業年度中(雇用促進計画の計画期間中)に雇用が増加した場合に受けられるものであり、ハローワーク等に①事業年度開始後2か月以内に雇用促進計画を提出し、②事業年度終了後2か月以内に雇用促進計画の達成状況報告を提出することが必要であり、さらにハローワーク等で確認した雇用促進計画を確定申告時に添付すること等により税制の適用となるか否かが分かる仕組みとなっている。</p> <p>以上のことから、本税制について、既に適用を受けた事例は現状極めて僅少となっている。</p>												
	② 減収額	<p>本税制による減収額の実績及び将来の推計値は以下のとおり。</p> <p>○オフィス減税 (百万円)</p> <table border="1" data-bbox="544 1939 1444 2013"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27 年度</th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度 (推計)</th> <th>H30 年度 (推計)</th> <th>H31 年度 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H27 年度	H28 年度	H29 年度 (推計)	H30 年度 (推計)	H31 年度 (推計)						
	H27 年度	H28 年度	H29 年度 (推計)	H30 年度 (推計)	H31 年度 (推計)									

国税(法人税)	149.8	331.3	1636.6	3730.0	3730.0
地方税	37.7	73.7	411.1	1194.2	1194.2
法人住民税	10.3	42.7	211.1	481.2	481.2
法人事業税	27.4	31.0	200.0	713.0	713.0
計	187.5	405.0	2047.7	4924.2	4924.2

○雇用促進税制 (百万円)

	H27年度	H28年度	H29年度 (推計)	H30年度 (推計)	H31年度 (推計)
国税(法人税)	3.8	42.6	73.0	7170.0	7170.0
地方税(法人住民税)	0.5※	5.5	9.4	924.9	924.9
計	4.3	48.1	82.4	8094.9	8094.9

※ 国税(3.8百万円)に12.9%を乗じて試算。

【備考】

- ・平成27年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)」に基づく。
- ・平成28年度は、都道府県に対する実績調査等に基づく。
- ・なお、雇用促進税制における税制優遇措置は税額控除のみであり、法人の所得に影響しないことから、法人事業税には影響を与えない。

③ 効果・税収減是認効果

《効果》

平成27年度から31年度までの減収額は、271.4億円を推計。

一方、本税制措置の効果として、2020年までの5年間で企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加、地方拠点における安定した良質な雇用者数について、4万人の増加が見込まれる。このうち、経済効果は以下のとおり。

<経済効果>

	オフィス減税	雇用促進税制
平成27年度	4,768百万円	45百万円
平成28年度	20,343百万円	417百万円
平成29年度	100,497百万円	680百万円
平成30年度	193,512百万円	25,668百万円
平成31年度	193,512百万円	25,668百万円

※オフィス減税の適用が見込まれる設備投資見込額に、平成23年建設部門分析用産業連関表における非住宅建築の生産誘発係数2.0145を乗じて算出。

※増加雇用者は16,083人(減収額試算 資料参照)、このうち未就業入職者の割合は約38%(平成28年雇用動向調査(厚生労働省)より)、平均給与は420万円(平成27年分 民間給与実態統計調査(国税庁)より)より推計。

本税制の適用を受ける前提となる地域再生計画について、44の道府県(51計画)が認定を受けており、多くの道府県で企業が作成する整備計画の認定が行われ始めていることから、今後多くの企業の地方拠点の強化及び移転を後押しされるものと考えられる。

《税収減を是認するような効果の有無》

本税制により多くの企業の地方拠点の強化及び移転が促進されることによって、地方における安定した良質な雇用の創出の促進、ひいては人口減少への対応や我が国の経済活力の維持に資する。

10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>企業の地方拠点の強化及び移転を推進するためには、事業者にとって大きな負担となる、施設整備や雇用等に伴う初期費用を軽減することが有効であるが、本税制について規定する地域再生法はその目的において、「地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する」としていることから、個別の事業者の地方拠点の強化及び移転に対して国が補助金を交付するよりも、地方公共団体が行う地域再生計画に沿った地方拠点の強化及び移転に対し本税制を措置する方が、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化という法目的と、より整合的である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>企業の地方拠点の強化及び移転を推進するため、本税制のほか、以下の「債務保証制度」、「地方税に対する減収補填」がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・債務保証制度は、認定事業者がその認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、特定業務施設を整備するために必要な資金の借入れ又は社債発行に係る債務の保証を（独）中小企業基盤整備機構が行うものである。</li> <li>・地方税に対する減収補填は、財政力指数が一定未満の自治体であっても、認定事業者がその認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において整備した特定業務施設に係る地方税（事業税、固定資産税、不動産取得税）について、他の自治体並に、不均一課税の措置が講じられるよう、その減収額の一部を補填するものである。</li> </ul>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制では、企業の地方拠点の強化及び移転を支援することにより、地方における安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな流れを生み出し、東京一極集中を是正及び地域経済の活性化を実現することを目的としている。</p> <p>本税制の延長・拡充をすることによって、地方において更なる安定した良質な雇用の創出と経済の活性化が見込まれることから、本税制の対象となる認定事業者が所在する地方公共団体において、本税制を支援する相当性が認められる。</p>
11	有識者の見解	-	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成28年7月	

# 地方拠点強化税制の拡充による減収額試算(H30・31)

## 【減収見込額】

### ■国税 109.0 億円

【内訳】・法人税：オフィス減税37.3億円＋雇用促進税制71.7億円

### ■地方税 21.1 億円

【内訳】・法人住民税：オフィス減税分4.8億円、雇用促進税制分9.2億円  
・法人事業税：7.1億円

### ■合計 130.1 億円

# 試算方法

## ○減収見込額(オフィス減税)

### 《件数見込み》

- ・KPIとして、地方における企業の拠点強化について年間1500件を計上(5年間で7500件)。(①)
- ・認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画のうち、一部は賃貸による整備であること等から、オフィス減税が適用される割合を60%(※)と仮定する。
- ・①②より、オフィス減税の適用見込み件数は、 $1500 \times (60 / 100) = 900$ 件。(③)
- ・また、認定整備計画のうち、移転型事業と拡充型事業の別は200:1300と仮定する。(④)
- ・③④より、移転型事業の適用見込み件数は、 $900 \times (200 / 1500) = 120$ 件  
拡充型事業の適用見込み件数は、 $900 \times (1300 / 1500) = 780$ 件 となる。
- ・大企業と中小企業の別を1:9と仮定すると、  
移転型事業について、大企業12件、中小企業108件  
拡充型事業について、大企業78件、中小企業702件
- ・更に、利益法人割合を大企業60%、中小企業50%とすると、適用件数は、  
移転型事業について、大企業8件、中小企業54件  
拡充型事業について、大企業46件、中小企業352件

(※) (一社)日本ビルディング協会連合会が行った平成26年度ビル実態調査によると、賃貸用ビルと自社用ビルの割合は、全国平均が32.9%、地方圏(三大都市圏以外)が46.6%となり、13.7ポイントの差がある。また、国交省が行った平成25年法人土地・建物基本調査の確報集計によると、全国の全法人における建物所有法人割合は40.8%。これに上記全国と地方圏の差を適用すると、 $40.8 + 13.7 = 54.5\%$ となる。  
本税制措置のインセンティブが働くことにより、一定の新規設備投資が喚起されることを踏まえ、オフィス減税の適用見込み割合は60%とする。

### 《設備投資額見込み》

#### 【移転型事業】

- ・制度創設時に経産省が実施した、本社機能の移転(一部含む実施した企業からのヒアリング結果は以下のとおり。  
本社機能の一部移転に伴う設備投資額(建物等) 大企業:平均10億円程度/件、中小企業:平均2億円程度/件
- ・当時の1件当たりの設備投資額に対する、現在の1件当たりの設備投資額を、建築着工統計の「事務所」の平均設備投資額から算定すると、  
創設時(平成25年度統計): $1.53兆 \div 10,730件 \div 1.43億円$ に対し、  
直近(平成28年度統計): $2.05兆 \div 11,273件 \div 1.82億円$ 。よって、 $1.82 \div 1.43 \div 1.27$
- ・以上より、現在の本社機能の一部移転に伴う設備投資額の見込額は 大企業:平均12.7億円程度/件、中小企業:平均2.5億円程度/件

#### 【拡充型事業】

- ・建築着工統計における「事務所」(本社機能以外の営業所等を含む)の着工件数を元に試算する。
- ・平成28年度年中に全国で着工された事務所11,273件について、工事予定額の総額は約2.05兆円、1件あたりの平均は約1.82億円。(①)

# オフィス減税 減収見込額

## 【移転型】

特別償却と税額控除の両方が適用できる場合は同じ割合で利用されると仮定

合計: 37.3億円

### ○大企業

(特別償却分)

$$\begin{matrix} \text{設備投資額} \\ 12.7\text{億円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{件数} \\ 4\text{件程度} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{特別償却割合} \\ 25\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{税率} \\ 23.4\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{平年度減収見込額} \\ 3.0\text{億円程度} \end{matrix}$$

(税額控除分)

$$\begin{matrix} \text{設備投資額} \\ 12.7\text{億円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{件数} \\ 4\text{件程度} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{税額控除割合} \\ 7\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{有効控除割合} \\ 90\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{平年度減収見込額} \\ 3.2\text{億円程度} \end{matrix}$$

※実際に税額控除できる割合

### ○中小企業

(特別償却分)

$$\begin{matrix} \text{設備投資額} \\ 2.5\text{億円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{件数} \\ 27\text{件程度} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{特別償却割合} \\ 25\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{税率} \\ 19.0\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{平年度減収見込額} \\ 3.2\text{億円程度} \end{matrix}$$

(税額控除分)

$$\begin{matrix} \text{設備投資額} \\ 2.5\text{億円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{件数} \\ 27\text{件程度} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{税額控除割合} \\ 7\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{有効控除割合} \\ 90\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{平年度減収見込額} \\ 4.3\text{億円程度} \end{matrix}$$

※実際に税額控除できる割合

合計

平年度減収見込額  
13.7億円程度

## 【拡充型】

### ○大企業

(特別償却分)

$$\begin{matrix} \text{設備投資額} \\ 1.82\text{億円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{件数} \\ 23\text{件程度} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{特別償却割合} \\ 15\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{税率} \\ 23.4\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{平年度減収見込額} \\ 1.5\text{億円程度} \end{matrix}$$

(税額控除分)

$$\begin{matrix} \text{設備投資額} \\ 1.82\text{億円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{件数} \\ 23\text{件程度} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{税額控除割合} \\ 4\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{有効控除割合} \\ 90\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{平年度減収見込額} \\ 1.5\text{億円程度} \end{matrix}$$

※実際に税額控除できる割合

### ○中小企業

(特別償却分)

$$\begin{matrix} \text{設備投資額} \\ 1.82\text{億円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{件数} \\ 176\text{件程度} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{特別償却割合} \\ 15\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{税率} \\ 19.0\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{平年度減収見込額} \\ 9.1\text{億円程度} \end{matrix}$$

(税額控除分)

$$\begin{matrix} \text{設備投資額} \\ 1.82\text{億円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{件数} \\ 176\text{件程度} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{税額控除割合} \\ 4\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{有効控除割合} \\ 90\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{平年度減収見込額} \\ 11.5\text{億円程度} \end{matrix}$$

※実際に税額控除できる割合

合計

平年度減収見込額  
23.6億円程度

# 試算方法

## ○減収見込額(雇用促進税制)

### 《件数見込み》

- ・KPIとして、地方における企業の拠点強化について年間1500件を計上(5年間で7500件)。(①)
- ・認定整備計画のうち、移転型事業と拡充型事業の別を200:1300と仮定。(②)
- ・大企業と中小企業の別を1:9と仮定すると(オフィス減税と同様の仮定)、①②より、  
認定整備計画の件数は、移転型事業について、大企業20件、中小企業180件  
拡充型事業について、大企業130件、中小企業1170件。(③)
- ・整備計画の認定を受けた企業のうち、雇用要件を満たし、雇用促進税制の適用が可能な企業の割合は、90.1%(※1)と仮定。(④)  
(※1)平成29年度において内閣府地方創生推進事務局が実施したアンケート調査(以下「アンケート調査」という。)において、本社機能の拡充・移転を行った企業(146社)のうち、法人全体の雇用増加数が1人以上の企業は80.1%。これに加え、今回の雇用要件緩和による呼び水効果により、残りの企業(19.9%)の半数が雇用要件を満たすようになるものと仮定。
- ・③④により、雇用促進税制の適用件数は、  
移転型事業について、大企業18件、中小企業162件  
拡充型事業について、大企業117件、中小企業1054件。

### 《平均適用人数見込み》

- ・基本部分の平均適用人数は、アンケート調査の結果から推計し、次のとおりと仮定。  
移転型事業について、大企業28.2人、中小企業9.5人  
拡充型事業について、大企業44.3人、中小企業8.4人
- ・上乗せ部分の平均適用人数は、アンケート調査の結果から推計し、次のとおりと仮定。  
移転型事業について、大企業101.4人、中小企業41.1人

### 《1人当たりの控除額見込み》

- ・基本部分の平均適用人数は、アンケート調査の結果から推計し、次のとおりと仮定。  
移転型事業について、大企業27.8万円、中小企業31.4万円  
拡充型事業について、大企業30.2万円、中小企業36.5万円

合計：71.7億円

【移転型】

○大企業

【基本部分】  
租税特別措置法第10条  
の5第2項、42条の12第  
2項及び第68条の15の  
2第2項

件数 18件程度 × 人数 28.2人程度 × 控除額 27.8万円程度 × 有効控除割合 90% = 平年度減収見込額 1.3億円程度

【上乗せ部分】  
租税特別措置法第10条  
の5第3項、42条の12第  
3項及び第68条の15の  
2第3項

件数 18件程度 × 人数 101.4人程度 × 控除額 30万円 × 有効控除割合 90% = 平年度減収見込額 4.9億円程度

○中小企業

【基本部分】  
租税特別措置法第10条  
の5第2項、42条の12第  
2項及び第68条の15の  
2第2項

件数 162件程度 × 人数 9.5人程度 × 控除額 31.4万円程度 × 有効控除割合 90% = 平年度減収見込額 4.3億円程度

【上乗せ部分】  
租税特別措置法第10条  
の5第3項、42条の12第  
3項及び第68条の15の  
2第3項

件数 162件程度 × 人数 41.1人程度 × 控除額 30万円 × 有効控除割合 90% = 平年度減収見込額 18.0億円程度

合計

平年度減収見込額  
28.5億円程度

【拡充型】

○大企業

【基本部分】  
租税特別措置法第10条  
の5第2項、42条の12第  
2項及び第68条の15の  
2第2項

件数 117件程度 × 人数 44.3人程度 × 控除額 30.2万円程度 × 有効控除割合 90% = 平年度減収見込額 14.1億円程度

合計

平年度減収見込額  
43.2億円程度

○中小企業

【基本部分】  
租税特別措置法第10条  
の5第2項、42条の12第  
2項及び第68条の15の  
2第2項

件数 1054件程度 × 人数 8.4人程度 × 控除額 36.5万円程度 × 有効控除割合 90% = 平年度減収見込額 29.1億円程度

## 地方拠点強化税制における雇用促進税制に係る推計

### 1. 地方拠点強化税制における雇用促進税制の概要

地域再生法に基づき都道府県知事が認定する「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を実施する事業主が、地方において本社機能を拡充又は移転し雇用者を増加させた場合に、税額控除を行う（平成 27 年度創設）。

- (i) 拡充型：地方において本社機能を拡充し雇用者を増加させた場合には、特定業務施設における雇用増加者数に対して、次の金額の合計を税額控除。
  - (ア) 無期雇用かつフルタイムの新規雇用者 1 人当たり 60 万円  
(法人全体の雇用者増加率が 10%未満の場合：30 万円)
  - (イ) 無期雇用でない又はフルタイムでない雇用者の占める割合が 4 割を超える時には、その超過部分に相当する人数について 1 人当たり 40 万円（同：10 万円）
  - (ウ) 特定業務施設における雇用増加者数から(ア)及び(イ)を控除した人数について 1 人当たり 50 万円（同：20 万円）
- (ii) 移転型：東京 23 区から地方に本社機能を移転して整備する場合には、拡充型の税額控除に加え、当該特定業務施設における雇用増加者数 1 人当たり 30 万円の税額控除。

### 2. 雇用促進税制の適用件数、適用人数等（推計）について

- 平成 27 年度及び平成 28 年度におけるハローワークにおいて受理した達成状況報告（平成 29 年 7 月末時点）及び租特透明化法等による調査報告書における適用実績（国税）から把握できる適用件数等（実績値）は以下のとおり。

	雇用促進計画実施年度	平成 27 年度	平成 28 年度
雇用促進 計画受付 件数	① 計画受付件数（件）	26	41
	(i) 拡充型	21	35
	(ii) 移転型	5	6
	② 達成状況報告受付件数（件）	17	—
	(i) 拡充型	14	—
	(ii) 移転型	3	—
（国税） 適用実態 調査	③ 適用件数（件）	7	—
	④ 適用減収総額（千円）	3,778	—

出典：「雇用促進計画受付・達成状況報告」（厚生労働省職業安定局）  
「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）

- 平成 28 年度における公共職業安定所等に提出した雇用促進計画の件数（上記「①計画受付件数」）以外の件数等は、平成 27 年度における実績を踏まえて推計し、平成 29 年度における件数等については、平成 27 年度から平成 28 年度にかけての増加率で、平成 28 年度から 29 年度にかけても増加すると仮定して推計する。

## <公共職業安定所等に提出した雇用促進計画の件数について>

### 平成 29 年度

- ・平成 27 年度の雇用促進計画の受付件数①は 26 件、平成 28 年度の雇用促進計画の受付件数①は 41 件、従って、その増加率は 57.7%。
- ・平成 28 年度から平成 29 年度にかけても、同様の増加率で推移すると仮定すると、平成 29 年度の計画受付件数①は、65 件（=41 件×1.577）。拡充型と移転型の比率は平成 28 年度と同様とすると、**拡充型が 55 件**（=65 件×35/41）、**移転型が 10 件**（=65 件×6/41）と推計される。

## <雇用促進計画の達成状況について公共職業安定所等の確認を受けた当該計画の件数について>

### 平成 28 年度

- ・平成 28 年度の雇用促進計画の受付件数①は 41 件（拡充型：35 件、移転型：6 件）
- ・平成 27 年度の雇用促進計画の受付件数①に対する達成状況報告受付件数②の割合は 65.4%（=17 件/26 件）
- ・平成 28 年度においてもこの割合（65.4%）で達成状況報告件数が推移すると仮定とすると、平成 28 年度における雇用促進計画の達成状況報告受付件数②（推計値）は 27 件（=41 件×65.4%）**拡充型：23 件**（35 件×65.4%）、**移転型：4 件**（6 件×65.4%）

### 平成 29 年度

- ・平成 29 年度の雇用促進計画の受付件数①は 65 件（拡充型：55 件、移転型：10 件）と推計。
- ・平成 29 年度においても、平成 27 年度と同様の割合で達成状況報告件数が推移すると仮定とすると、平成 29 年度の達成状況報告受付件数②（推計値）は、43 件（=65 件×65.4%）**拡充型：36 件**（55 件×65.4%）、**移転型：7 件**（10 件×65.4%）

## <「税額控除実施法人数」について>

### 平成 28 年度

- ・平成 27 年度における雇用促進計画の達成状況報告受付件数②に対する、実際に適用を受けた適用件数④の割合は 41.2%（=7 件/17 件）
- ・平成 28 年度における適用件数③についてもこの割合（41.2%）で適用件数が積まれるとすると、平成 28 年度における適用件数③（推計値）は **11 件**（=27 件×41.2%）（拡充型：9 件（23 件×41.2%）、移転型：2 件（4 件×41.2%））

### 平成 29 年度

- ・平成 29 年度における適用件数③についても平成 27 年度と同様の割合（41.2%）で適用件数が積まれるとすると、平成 29 年度における適用件数③（推計値）は **18 件**（=43 件×41.2%）（拡充型：15 件（36 件×41.2%）、移転型：3 件（7 件×41.2%））

## <「控除対象地方事業所基準雇用者数 ①」について>

- 控除対象地方事業所基準雇用者数については、適用見込み企業 1 社当たりの平均雇用増加数を乗じることで推計すると、以下のとおり。

**平成 27 年度**

$$7 \text{ 件} \times 4 \text{ 人} (\text{※1}) = \underline{28 \text{ 人}}$$

(※1) 地方拠点強化税制に係る雇用促進計画の達成状況報告（平成 27 年度）において、雇用促進税制の適用が見込まれる企業における計画終了時の増加雇用者数（特定業務施設における増加人数と雇用保険一般被保険者の増加数のいずれか少ない数）の平均値は 4 人

**平成 28 年度**

$$11 \text{ 件} \times 23.7 \text{ 人} (\text{※2}) = \underline{261 \text{ 人}}$$

(※2) 平成 29 年度において内閣府地方創生推進事務局が実施したアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業（73 社）における増加雇用者数（特定業務施設における増加人数と法人全体の増加数のいずれか少ない数）の平均値

**<「控除対象地方事業所基準雇用者数のうち基準雇用者割合が 10%以上の要件等を満たす法人に係る数 ②」について>**

- アンケート調査の結果により推計した地方事業所基準雇用者数のうち基準雇用者割合が 10%以上の要件等を満たす法人に係る数の割合（31.9%（※3））を用いて推計。

(※3) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業（73 社）における増加雇用者数（特定業務施設における増加人数と法人全体の増加数のいずれか少ない数）の合計に対する基準雇用者割合が 10%以上の要件等を満たすと考えられる企業における増加雇用者数の合計の割合

**平成 27 年度**

$$28 \text{ 人} \times 31.9\% = \underline{9 \text{ 人}}$$

**平成 28 年度**

$$261 \text{ 人} \times 31.9\% = \underline{83 \text{ 人}}$$

**<「控除対象地方事業所基準雇用者数のうち②以外の数 ③」について>**

- ①から②を控除して推計。

**平成 27 年度**

$$28 \text{ 人} - 9 \text{ 人} = \underline{19 \text{ 人}}$$

**平成 28 年度**

$$261 \text{ 人} - 83 \text{ 人} = \underline{178 \text{ 人}}$$

**<「新規雇用者総数 ④」について>**

- 推計した税額控除実施法人数にアンケート調査の結果により推計した 1 法人当たりの新規雇用者総数を乗じて推計。

**平成 29 年度**

$$18 \text{ 件} \times 10.4 \text{ 人} (\text{※4}) = \underline{187 \text{ 人}}$$

(※4) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業（73 社）における新規

雇用者総数（特定業務施設における新規雇用者数、増加人数、法人全体の増加数のいずれか少ない数）の平均値

#### <「控除対象特定新規雇用者数 ⑤」について>

- 推計した税額控除実施法人数にアンケート調査の結果により推計した1法人当たりの控除対象特定新規雇用者数を乗じて推計。

平成 29 年度

$$18 \text{ 件} \times 6.5 \text{ 人} (\text{※}5) = \underline{117 \text{ 人}}$$

(※5) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業（73社）における控除対象特定新規雇用者数（特定業務施設における新規雇用者数×46.3%（※6）、特定業務施設における増加人数、法人全体の増加数のいずれか少ない数）の平均値

(※6) 厚生労働省「職業安定業務統計」における平成28年度の就職件数に占める無期雇用かつフルタイムの比率。アンケート調査回答企業においても、新規雇用者に占める無期雇用かつフルタイムの比率が一律この割合であるとして推計。

#### <「控除対象特定新規雇用者数のうち基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たす法人に係る数⑥」について>

- アンケート調査の結果により推計した控除対象特定新規雇用者数うち基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たす法人に係る数の割合を用いて推計。

平成 29 年度

$$117 \text{ 人} \times 21.9\% (\text{※}7) = \underline{26 \text{ 人}}$$

(※7) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業（73社）における控除対象特定新規雇用者数（特定業務施設における新規雇用者数×46.3%、特定業務施設における増加人数、法人全体の増加数のいずれか少ない数）の合計に対する基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たすと考えられる企業における控除対象特定新規雇用者数の合計の割合

#### <「控除対象特定新規雇用者数のうち⑥以外の数 ⑦」について>

- ⑤から⑥を控除して推計。

平成 29 年度

$$117 \text{ 人} - 26 \text{ 人} = \underline{91 \text{ 人}}$$

#### <「非特定新規雇用者数 ⑧」について>

- 推計した税額控除実施法人数にアンケート調査の結果により推計した1法人当たりの非特定新規雇用者数を乗じて推計。

平成 29 年度

$$18 \text{ 件} \times 2.8 \text{ 人} (\text{※}8) = \underline{50 \text{ 人}}$$

(※8) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業（73社）における新規雇用者総数の平均値－控除対象特定新規雇用者数の平均値－非特定新規雇用者超過数の平均値

### <「非新規基準雇用者数 ⑨」について>

- 推計した税額控除実施法人数にアンケート調査の結果により推計した1法人当たりの非新規基準雇用者数を乗じて推計。

平成 29 年度

$$18 \text{ 件} \times 13.3 \text{ 人} (\text{※9}) = \underline{239 \text{ 人}}$$

(※9) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業(73社)における増加雇用者数(特定業務施設における増加人数と法人全体の増加数のいずれか少ない数)－新規雇用者総数(特定業務施設における新規雇用者数、増加人数、法人全体の増加数のいずれか少ない数)の平均値

### <「非特定新規雇用者数及び非新規基準雇用者数の合計 ⑩」について>

- ⑧と⑨を合計して推計。

平成 29 年度

$$50 \text{ 人} + 239 \text{ 人} = \underline{289 \text{ 人}}$$

### <「非特定新規雇用者数及び非新規基準雇用者数の合計のうち基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たす法人に係る数 ⑪」について>

- 非特定新規雇用者数と非新規基準雇用者数それぞれについて、基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たす法人に係る数の割合をアンケート調査結果により推計し、非特定新規雇用者数と非新規基準雇用者数のそれぞれの推計値にこの割合を乗じてこれを合算することにより推計。

平成 29 年度

$$50 \text{ 人} \times 37.3\% (\text{※10}) + 239 \text{ 人} \times 34.9\% (\text{※11}) = \underline{102 \text{ 人}}$$

(※10) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業(73社)における新規雇用者総数－控除対象特定新規雇用者数－非特定新規雇用者超過数の合計値に対する基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たすと考えられる企業における新規雇用者総数－控除対象特定新規雇用者数－非特定新規雇用者超過数の合計の割合

(※11) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業(73社)における増加雇用者数－新規雇用者総数の合計値に対する基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たすと考えられる企業における増加雇用者数－新規雇用者総数の合計の割合

### <「非特定新規雇用者超過数 ⑬」について>

- 推計した税額控除実施法人数にアンケート調査の結果により推計した1法人当たりの非特定新規雇用者超過数を乗じて推計。

平成 29 年度

$$18 \text{ 件} \times 1.1 \text{ 人} (\text{※12}) = \underline{20 \text{ 人}}$$

(※12) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業(73社)における非特定新規雇用者超過数(新規雇用者総数－控除対象特定新規雇用者数－新規雇用者総数×0.4(0を下回る場合は0))の平均値

＜「非特定新規雇用者超過数のうち基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たす法人に係る数⑭」について＞

- アンケート調査の結果により推計した非特定新規雇用者超過数うち基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たす法人に係る数の割合を用いて推計。

平成29年度

$$20 \text{ 人} \times 41.8\% (\text{※13}) = \underline{8 \text{ 人}}$$

(※13) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業(73社)における非特定新規雇用者超過数の合計に対する基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たすと考えられる企業における非特定新規雇用者超過数の合計の割合

＜「非特定新規雇用者超過数のうち⑭以外の数⑮」について＞

- ⑬から⑭を控除して推計。

平成29年度

$$20 \text{ 人} - 8 \text{ 人} = \underline{12 \text{ 人}}$$

＜「地方事業所基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額(②×50万円)又は(⑥×60万円+⑩×50万円+⑭×40万円)⑯」について＞

平成27年度

$$9 \text{ 人} \times 50 \text{ 万円} = \underline{4.5 \text{ 百万円}}$$

平成28年度

$$83 \text{ 人} \times 50 \text{ 万円} = \underline{41.5 \text{ 百万円}}$$

平成29年度

$$26 \text{ 人} \times 60 \text{ 万円} + 102 \text{ 人} \times 50 \text{ 万円} + 8 \text{ 人} \times 40 \text{ 万円} = \underline{69.8 \text{ 百万円}}$$

＜「地方事業所基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額(③×20万円)又は(⑦×30万円+⑫×20万円+⑮×10万円)⑰」について＞

平成27年度

$$19 \text{ 人} \times 20 \text{ 万円} = \underline{3.8 \text{ 百万円}}$$

平成28年度

$$178 \text{ 人} \times 20 \text{ 万円} = \underline{35.6 \text{ 百万円}}$$

平成29年度

$$91 \text{ 人} \times 30 \text{ 万円} + 187 \text{ 人} \times 20 \text{ 万円} + 12 \text{ 人} \times 10 \text{ 万円} = \underline{65.9 \text{ 百万円}}$$

＜「地方事業所特別基準雇用者数⑱」について＞

- 平成27年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」から推計。平成28年度及び29年度については、推計した移転型の税額控除実施法人数にアンケート調査の結果により推計した1法人当たりの地方事業所特別基準雇用者数

26.3人（※14）を乗じて推計。

（※14）アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業（8社）における特定業務施設における増加人数の平均値

平成27年度

租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書において、地方事業所特別基準雇用者数に係る適用件数が0であることから、0人と推計。

平成28年度

$$2 \text{ 件} \times 26.3 \text{ 人} = \underline{53 \text{ 人}}$$

平成29年度

$$3 \text{ 件} \times 26.3 \text{ 人} = \underline{79 \text{ 人}}$$

<「地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額（⑩×30万円）⑱」について>

平成27年度

$$0 \text{ 人} \times 30 \text{ 万円} = \underline{0 \text{ 百万円}}$$

平成28年度

$$53 \text{ 人} \times 30 \text{ 万円} = \underline{15.9 \text{ 百万円}}$$

平成29年度

$$79 \text{ 人} \times 30 \text{ 万円} = \underline{23.7 \text{ 百万円}}$$

<「税額控除額」について>

- 平成28年度と平成29年度の税額控除額（適用減収総額⑳）については、平成27年度の地方事業所基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額と地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額の合計の推計値（⑩+⑰+⑱）に対する税額控除額の割合45.8%（=3.8／（4.5+3.8+0））をそれぞれの年度の地方事業所基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額と地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額の合計の推計値（⑩+⑰+⑱）に乗じることで推計する。

平成28年度

$$(41.5 \text{ 百万円} + 35.6 \text{ 百万円} + 15.9 \text{ 百万円}) \times 45.8\% = \underline{42.6 \text{ 百万円}}$$

平成29年度

$$(69.8 \text{ 百万円} + 65.9 \text{ 百万円} + 23.7 \text{ 百万円}) \times 45.8\% = \underline{73.0 \text{ 百万円}}$$

<まとめ>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込)	
適用件数 (税額控除実施法人数)	7	11 (推計)	<u>18</u>	
控除対象地方事業所基準雇用者数 ①	28 (推計)	261 (推計)		
うち基準雇用者割合が 10%以上の要件等を満たす法人に係る数 ②	9 (推計)	83 (推計)		
うち②以外の数 ③	19 (推計)	178 (推計)		
新規雇用者総数 ④			187	
控除対象特定新規雇用者数 ⑤			117	
うち基準雇用者割合が 10%以上の要件等を満たす法人に係る数 ⑥			26	
うち⑥以外の数 ⑦			91	
非特定新規雇用者数 ⑧			50	
非新規基準雇用者数 ⑨			239	
非特定新規雇用者数及び非新規基準雇用者数の合計 (⑧+⑨) ⑩			289	
うち基準雇用者割合が 10%以上の要件等を満たす法人に係る数 ⑪			102	
うち⑪以外の数 ⑫			187	
非特定新規雇用者超過数 ⑬			20	
うち基準雇用者割合が 10%以上の要件等を満たす法人に係る数 ⑭			8	
うち⑭以外の数 ⑮			12	
地方事業所基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額 (単位: 百万円)	(②×50万円)又は(⑥×60万円+⑪×50万円+⑭×40万円) ⑯	4.5 (推計)	41.5 (推計)	69.8
	(③×20万円)又は(⑦×30万円+⑫×20万円+⑮×10万円) ⑰	3.8 (推計)	35.6 (推計)	65.9
地方事業所特別基準雇用者数 ⑱	0 (推計)	53 (推計)	79	
地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額 (⑱×30万円) (単位: 百万円) ⑲	0	15.9 (推計)	23.7	
適用額 (税額控除額) (単位: 百万円) ⑳	3.8	<u>42.6 (推計)</u>	<u>73.0</u>	

(以上)